

**登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託
公募型プロポーザル方式審査基準**

1 審査の方法

業務提案書及び提案内容に係るヒアリングの状況を基に登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託プロポーザル審査委員会において、別表1 登米市水道事業料金徴収・給水装置管理等業務委託公募型プロポーザル方式配点表に基づき総合的に評価し審査するものとする。

2 審査基準

(1) 会社概要、財務状況及び業務実績

会社の規模、経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定的な業務運営が期待できるか等を観点に評価する。また、業務実績については当該委託業務と同様の受託実績をどの程度有しているかを評価する。

| | | |
|-----------------------------------|--------------|------|
| 1. 規模 (資本金) | | 点数 |
| 評価 区分 | 1億円以上 | 9 |
| | 5千万円以上1億円未満 | 6 |
| | 1千万円以上5千万円未満 | 3 |
| | 1千万円未満 | 0 |
| 2. 収益性 (ROA=経常利益/総資産 (総資本) × 100) | | 点数 |
| 評価 区分 | 5.0%以上 | 3 |
| | 0.5%以上5.0%未満 | 2 |
| | 0%以上0.5%未満 | 1 |
| | 0%未満 | 0 |
| 3. 安全性 (流動比率=流動資産/流動負債 × 100) | | 点数 |
| 評価 区分 | 200%以上 | 3 |
| | 150%以上200%未満 | 2 |
| | 100%以上150%未満 | 1 |
| | 100%未満 | 0 |
| 4. 将来性 (自己資本構成比率=自己資本/総資本 × 100) | | 点数 |
| 評価 区分 | 30%以上 | 3 |
| | 20%以上30%未満 | 2 |
| | 10%以上20%未満 | 1 |
| | 10%未満 | 0 |
| 5. 評価 (上記1から4の合計点数) | | 評価点数 |
| 評価 区分 | 14~18点 | 9 |
| | 7~13点 | 5 |
| | 0~6点 | 2 |

(2) 業務実施体制

業務の円滑な遂行のための業務責任者及び業務従事者の配置計画や業務従事者の雇用・研修体制等について評価する。また、業務に関する資格者の有無やお客様センターの設置や指揮命令系統について評価する。

(3) 業務実施計画

各業務の実施体制及び業務スケジュールの妥当性を評価する。また、業務内容を十分理解した提案内容になっているかを重視して評価する。

電算処理業務体制は電算システムや検針機器等の関連機器の運用実績及び性能、各業務への対応能力を評価する。また、ネットワークセキュリティ及び保守運用体制を評価する。

個人情報保護体制は個人情報保護の管理体制、情報漏えい対策等の考え方について評価する。

(4) 電算システム及びネットワーク等の構築及び運用体制

使用するシステムの性能が登米市の人口規模の運用に対して稼働要件を満たしているか、また運用実績があり運用体制も整っているかを評価する。

(5) 個人情報保護体制

個人情報保護に関するマニュアル等を整備した管理体制及び指導体制が整っているか、また、ネットワークのセキュリティは万全かを評価する。

(6) その他業務委託に係る提案

知識や業務ノウハウを活かし業務の効率化、お客様サービスの質の向上等に結びつく業務、地域貢献活動の提案について評価する

(7) 業務受託見積書及び見積内訳書

提案内容と見積額を比較し、コストパフォーマンスの高い提案内容となっているか、また、見積内訳は根拠が明瞭で妥当であるかどうかを評価する。